

広島市規則第51号

令和8年3月31日

広島市職員の給与等の支払に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市職員の給与等の支払に関する規則の一部を改正する規則

広島市職員の給与等の支払に関する規則（昭和33年広島市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表企画総務局の項中「、行政経営課」の右に「、公共施設マネジメント推進室」を加え、同表健康福祉局の項中

「

高齢福祉課	課長	部長、高齢福祉課、 地域包括ケア推進課
-------	----	------------------------

を

「

高齢福祉課	課長	部長、高齢福祉課
地域包括ケア推進課	課長	地域包括ケア推進課

に改め、同

表こども未来局の項中「、こども未来調整課」の右に「、こども・子育て政策室」を加え、「こども青少年施策調整担当課長」を「こども・家庭支援担当課長」に改め、同表都市整備局の項中「紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」を「都市機能調整担当課長」に改め、同表人事委員会事務局任用課の項中「人事委員会事務局任用課」を「人事委員会事務局調査課」に

改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。